

滋賀県環境保全型農業直接支払交付金交付要綱

制定 平成 23 年 4 月 1 日付け滋農経第 297 号
最終改定 令和 4 年 4 月 1 日付けしみ食第 7 号
滋 賀 県 農 政 水 産 部 長 通 知

(通則)

第 1 条 知事は、環境こだわり農業および地球温暖化防止や生物多様性保全などの環境保全に資する取組を推進するため、別表に定める環境こだわり農業直接支払交付金（以下「支払交付金」という。）および環境保全型農業直接支払推進交付金（以下「推進交付金」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において市町に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3817 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）、環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 生産第 10954 号生産局長通知。以下「実施要領」という。）、日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日 3 農振第 3021 号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付金交付等要綱」という。）、日本型直接支払推進交付金実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 生産第 2855 号生産局長通知・27 農振第 2219 号農村振興局長通知。以下「推進交付金実施要領」という。）、滋賀県補助金等交付規則（昭和 48 年滋賀県規則第 9 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象および交付率等)

第 2 条 第 1 条に規定する交付金に係る事業に要する経費の内容およびこれに対する交付率は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請書の添付書類等)

第 3 条 規則第 3 条に規定する交付金交付申請書は、別記様式第 1 号のとおりとし、添付書類、提出部数および提出期日は、次のとおりとする。

(1) 添付書類

規則第 3 条第 1 項に規定する事業計画書および収支予算書
(別記様式第 2 号)

(2) 提出部数

1 部

(3) 提出期限

知事が別に定める日までとする。

(状況報告)

第 4 条 別表の事業については、規則第 10 条の規定による報告を交付金の交付の決定のあった年度の第 3 四半期の末日現在において、遂行状況報告書（別記様式第 3 号）により、1 月 20 日までに知事に提出しなければならない。

ただし、別記様式第 6 号による概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

(申請の取下げ)

第5条 規則第7条第1項に定める申請の取下げをする期日は、交付金の交付決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(変更の承認)

第6条 規則第6条の規定により交付金の交付決定を受けた者は、交付金にかかる事業の内容につき別表に定める重要な変更をし、または交付金にかかる事業を中止し、もしくは廃止しようとするときは事業計画の変更承認申請書(別記様式第4号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。

ただし、別表の1の事業における金額の減額にかかる変更については、実績報告書に変更内容を比較対照できるように、変更となった部分について変更前を括弧書きで記載して報告することで代えることができる。

2 前項のただし書きにより変更の申請があった場合には、知事は規則第13条に規定する額の確定により、変更を承認したものとみなす。

(実績報告書の添付書類等)

第7条 規則第12条に規定する実績報告書(別記様式第5号)の添付書類、提出部数は第3条に規定する交付申請書の添付書類等に準ずるものとする。

2 実績報告書の提出期日は、3月31日または別表の事業の完了の日から起算して1か月を経過した日のいずれか早い日までとする。

(交付金の概算払)

第8条 市町長は、規則第15条の規定による概算払によって交付金の交付を受けようとするときは、交付金概算払請求書(別記様式第6号)により知事に請求するものとする。

(書類の保存)

第9条 市町長は、交付金にかかる事業に関する収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入および支出についての証拠書類を整理し、当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(標準処理期間)

第10条 規則第4条の規定による交付金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請をした日から起算して30日以内に行うものとする。

2 知事は、交付金の変更承認申請があったときは、申請書を受理した日から30日以内に変更交付決定を行うものとする。

3 規則第13条の規定による額の確定は、第9条の規定による実績報告をした日から起算して30日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 11 条 市町長は、第 3 条の規定に基づく交付の申請、第 4 条の規定に基づく状況報告、第 6 条の規定に基づく計画変更の申請、第 7 条の規定に基づく実績報告、第 8 条の規定に基づく支払請求については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

付 則

1 この要綱は平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度分の交付金から適用する。

付 則

1 この要綱は平成 24 年 4 月 6 日から施行し、平成 24 年度分の交付金から適用する。

付 則

1 この要綱は平成 25 年 5 月 16 日から施行し、平成 25 年度分の交付金から適用する。

付 則

1 この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度分の交付金から適用する。

付 則

1 この要綱は平成 27 年 4 月 10 日から施行し、平成 27 年度分の交付金から適用する。

付 則

1 この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度分の交付金から適用する。

付 則

1 この要綱は平成 28 年 11 月 22 日から施行し、平成 28 年度分の交付金に適用する。

付 則

1 この要綱は平成 29 年 1 月 23 日から施行し、平成 28 年度分の交付金に適用する。

付 則

1 この要綱は平成 29 年 4 月 3 日から施行し、平成 29 年度分の交付金に適用する。

付 則

1 この要綱は平成 30 年 4 月 3 日から施行し、平成 30 年度分の交付金に適用する。

付 則

1 この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度分の交付金に適用する。

付 則

1 この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度分の交付金に適用する。

付 則

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の交付金に適用する。

2 この要綱の施行の際現にある改正前の滋賀県環境保全型農業直接支払交付金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の交付金に適用する。

別表

事業	経費の内容	事業主体	補助率等	重要な変更	備考
1 環境こだわり農業 直接支払 交付金	農業者団体等が交付等 要綱別紙第1の4に規 定する活動等に要する 経費に充てるため、市 町が農業者団体等に対 し交付金を交付するの に要する経費	市町	経費の内容に 掲げる経費の 3/4以内 ※1	経費の欄に 掲げる経費 の増額また は30%を超 える減額	
2 環境保全 型農業直 接支払推 進交付金	推進交付金実施要綱別 紙3第2に定める市町 村推進事業に要する経 費	市町	定額（知事が 別に定める額 ）	交付金の増 額または30 %を超える 減額	

※1 事業の欄に掲げる1の事業については、次により算出した額の合計額を補助の上限額とする。

- (1) 国費に相当する額の上限額は、交付等要綱の別紙の第1の5に定める①国の交付金の10アールあたりの交付単価に活動等ごと作物ごとの取組面積を乗じて得た額とする。
- (2) 県費に相当する額の上限額は、交付等要綱の別紙の第1の5に定める「②国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10aあたりの単価に4分の1を乗じた単価(以下「県交付単価」という。)に活動等ごと作物ごとの取組面積を乗じて得た額の合計とする。

別記様式第1-1号(第3条関係)

〇〇年度滋賀県環境こだわり農業直接支払交付金交付申請書

番 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

市町長 氏 名
担当者 所 属
氏 名
電話番号

〇〇年度において下記のとおり事業を実施したいので、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号)第3条の規定により、交付金 円の交付を申請します。

なお、この申請に当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

1. 事業計画書および収支予算書(別記様式第2-1号)

別記様式第1-2号(第3条関係)

〇〇年度滋賀県環境保全型農業直接支払推進交付金交付申請書

番 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

市町長 氏 名

担当者 所 属
氏 名
電話番号

〇〇年度において下記のとおり事業を実施したいので、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号)第3条の規定により、交付金 円の交付を申請します。

なお、この申請に当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

1. 事業計画書および収支予算書(別記様式第2-2号)

3 経費の配分

(単位:円)

区 分	交付金にかかる事業に要する(または要した)経費 (A+B+C)	負担区分			備考	
		県負担金 (A+B)	国費 (A)			市町費 (C)
			県費 (B)			
環境こだわり農業直接支払交付金						
合 計						

4 事業完了(予定)年月日 年 月 日

5 収支予算(または精算)

(1)収入の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額 (または本年度精算額)	前年度予算額 (または本年度予算額)	増減		備考
			増	減	
環境こだわり農業直接支払交付金					
(1)県交付金					
(2)市町費					
合 計					

(2)支出の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額 (または本年度精算額)	前年度予算額 (または本年度予算額)	増減		備考
			増	減	
環境こだわり農業直接支払交付金					
合 計					

1 事業の目的

--

2 事業計画(または実績)の内容

環境保全型農業直接支払推進交付金実施計画(または実績)

区 分	内 容	備 考
1. 推進・指導		
2. 確認事務		
3. その他推進事業の実施に必要な事項		

3 経費の配分

(単位:円)

区分	交付金にかかる事業に要する(または要した)経費(A+B)	負担区分		備考
		県(A)	市町(B)	
環境保全型農業直接支払推進交付金 市町推進事業				
合 計				

4 事業完了(予定)年月日 年 月 日

5 収支予算(または精算)

(1)収入の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額 (または本年度精算額)	前年度予算額 (または本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
環境保全型農業直接支払推進交付金 市町推進事業 (1)県交付金 (2)その他					
合 計					

(2)支出の部

(単位:円)

区 分	経費の費目	本年度予算額 (または本年度精算額)	前年度予算額 (または本年度予算額)	比較増減		備考
				増	減	
環境保全型農業直接支払推進交付金 市町推進事業	旅費 諸謝金 委託費 事務費					
合 計						

(注) 事業実績報告時には使途明細書を添付すること

別記様式第3-1号(第4条関係)

〇〇年度滋賀県環境こだわり農業直接支払交付金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

市町長 氏 名

担当者 所 属
氏 名
電話番号

〇〇年度環境こだわり農業直接支払交付金の遂行状況について、滋賀県環境保全型農業直接支払交付金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 実施状況

区 分	交付金にか かる事業に 要する経費 (A)	出 来 高				事業完了 予 定 年 月 日	備 考
		月 日現在執行済額		月 日以降執行見込額			
		金 額(B)	B/A	金 額(C)	C/A		
環境こだわ り農業直接 支払交付金	円	円	%	円	%		
計							

注) 「交付金にかかる事業に要する経費(A)」は、交付申請書の添付書類(別記様式2-1号)の「3. 経費の配分」に記載された金額とし、出来高は「交付金にかかる事業に要する経費(A)」に対する進捗状況等を記載する。

2 進捗状況が遅れている場合は、その理由と今後の措置

別記様式第3-2号(第4条関係)

〇〇年度滋賀県環境保全型農業直接支払推進交付金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

市町長 氏 名

担当者 所 属
氏 名
電話番号

〇〇年度環境保全型農業直接支払推進交付金の遂行状況について、滋賀県環境保全型農業直接支払交付金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 実施状況

区 分	交付金にか かる事業に 要する経費 (A)	出 来 高				事業完了 予 定 年 月 日	備 考
		月 日現在執行済額		月 日以降執行見込額			
		金 額(B)	B/A	金 額(C)	C/A		
環境保全型 農業直接支 払推進交付 金	円	円	%	円	%		
計							

注) 「交付金にかかる事業に要する経費(A)」は、交付申請書の添付書類(別記様式2-2号)の「3. 経費の配分」に記載された金額とし、出来高は「交付金にかかる事業に要する経費(A)」に対する進捗状況等を記載する。

2 進捗状況が遅れている場合は、その理由と今後の措置

別記様式第4-1号（第6条関係）

〇〇年度滋賀県環境こだわり農業直接支払交付金
変更（中止、廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

市町長 氏 名

担当者 所 属
氏 名
電話番号

〇〇年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった〇〇年度環境こだわり農業直接支払交付金について、下記のとおり変更（中止、廃止）し〔金円の追加交付を受け〕たいので、滋賀県環境保全型農業直接支払交付金交付要綱第6条の規定により承認されたく申請します。

記

I. 変更（中止、廃止）の理由

II. 変更（中止、廃止）の内容

（以下の記載事項は、別記様式第2-1号に準じて作成すること）

（注）

- 1 交付金の額が増額する場合は、〔 〕の部分に記載すること。
- 2 交付金交付の決定に係る内容および経費の配分、ならびに実績報告の内容および経費の配分を比較対照できるように作成するものとし、事業計画の内容、経費の配分は変更となった部分についてのみ変更前を括弧書きで記載すること。

別記様式第4-2号(第7条関係)

〇〇年度滋賀県環境保全型農業直接支払推進交付金
変更(中止、廃止)承認申請書

番 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

市町長 氏 名
担当者 所 属
氏 名
電話番号

〇〇年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった〇〇年度環境保全型農業直接支払推進交付金について、下記のとおり変更(中止、廃止)し[金円の追加交付を受け]たいので、滋賀県環境保全型農業直接支払交付金交付要綱第6条の規定により承認されたく申請します。

記

I. 変更(中止、廃止)の理由

II. 変更(中止、廃止)の内容

(以下の記載事項は、別記様式第2-2号に準じて作成すること)

(注)

- 1 交付金の額が増額する場合は、[]の部分を記載すること。
- 2 交付金交付の決定に係る内容および経費の配分、ならびに実績報告の内容および経費の配分を比較対照できるように作成するものとし、事業計画の内容、経費の配分は変更となった部分についてのみ変更前を括弧書きで記載すること。

別記様式第5-1号(第7条関係)

〇〇年度滋賀県環境こだわり農業直接支払交付金実績報告書

番 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

市町長 氏 名

担当者 所 属
氏 名
電話番号

〇〇年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった〇〇年度環境こだわり農業直接支払交付金について、下記のとおり実施したので、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号)第12条の規定に基づき、その実績を報告します。

記

(記載事項は、別記様式第2-1号に準じて作成すること)

(注) 交付金交付の決定に係る内容および経費の配分、ならびに実績報告の内容および経費の配分を比較対照できるように作成するものとし、事業計画の内容、経費の配分は変更となった部分についてのみ変更前を括弧書きで記載すること。

別記様式第5-2号(第7条関係)

〇〇年度滋賀県環境保全型農業直接支払推進交付金実績報告書

番 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

市町長 氏 名

担当者 所 属
氏 名
電話番号

〇〇年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった〇〇年度環境保全型農業直接支払推進交付金について、下記のとおり実施したので、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号)第12条の規定に基づき、その実績を報告します。

記

(記載事項は、別記様式第2-2号に準じて作成すること)

(注) 交付金交付の決定に係る内容および経費の配分、ならびに実績報告の内容および経費の配分を比較対照できるように作成するものとし、事業計画の内容、経費の配分は変更となった部分についてのみ変更前を括弧書きで記載すること。

